

平成 26 年 4 月 4 日

消費者機構日本とスポーツクラブ NAS 株式会社との間の裁判外の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要

（1）事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）が、スポーツクラブの運営・指導等を行うスポーツクラブ NAS 株式会社（以下「NAS」という。）に対し、同社の使用する規約（以下「本件規約」という。）における契約条項のうち、「スポーツクラブ NAS」として運営するスポーツクラブ、各種スポーツスクール等（合わせて、以下「本件クラブ」という。）内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故や、会員及びビジター（会員が同伴した会員以外の者）が本件クラブの利用に際して生じた盗難について、損害賠償責任の全部を免除する条項が、消費者契約法（以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に、会員と NAS との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする条項が、法第 10 条に、NAS が、本件規約、その他クラブの運営、管理に関する事項等を改定することができ、その効力が全ての会員に適用されるとする条項が、法第 10 条に、それぞれ該当するため無効であるとして、これらの条項の削除を求めた事案である。

（2）結果

消費者機構日本と NAS は、平成 26 年 3 月 3 日、別添のとおり合意した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人 消費者機構日本
理事長 芳賀 唯史

3. 事業者等の氏名又は名称

スポーツクラブ NAS 株式会社
代表取締役社長 柴山 良成

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報()の概要

なし

()改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第14条、第28条参照)。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 担当者：高桑

TEL：03-3507-9264

HP：<http://www.caa.go.jp/>

合意書

スポーツクラブNAS株式会社（以下、「甲」という。）及び特定非営利活動法人 適格消費者団体 消費者機構日本（以下、「乙」という。）は、本日、甲が消費者との契約において使用する会員規約についての乙の「申入れ及び問い合わせ」及び同「申入れ及び問い合わせ」に対する甲の回答が、「別表」のとおりであることを踏まえ、下記事項につき合意した。

記

第1条 甲は、消費者とのクラブ会員契約の締結に際し、次のとおり確約する。

・甲は、消費者に対し、「本クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について会社は一切の責任を負わないものとします。」「会員およびビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難については、会社は一切損害賠償の責を負いません。」及び「会員と会社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意直轄裁判所とします。」との意思表示を行わない。

・甲は、消費者に対し、改定事項の重要度に応じて、十分な周知期間を設けたり、事前に書面を交付したりするなどして、消費者が契約を継続するか否かを判断する機会を与えることとする等、消費者にとって不意打ちとならないような措置を講ずるものとし、それらを講ずることなく、「会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができません。また、その効力はすべての会員に適用されます。」との意思表示を行わない。

- 第2条 1. 甲は、乙が2013年5月20日付「申入れ及び問い合わせ」で申入れの対象とした「会員規約」の内容が記載されたパンフレット、ホームページサイト等を2014年3月31日限り破棄することを確約する。（但し、管理・保存用は除く。）
2. 甲は、甲が2014年4月1日から第1条に沿って改定した「会員規約」の内容が記載されたパンフレット、ホームページサイト等を使用することを確約する。
3. 甲は、甲の施設の全部若しくは一部を休業し、又は、甲の施設の全部若しくは一部を閉鎖する場合には、その原因が甲の責に帰するものであると否とを問わず、休業若しくは閉鎖期間に応じて既払い会費を返還し、又は、会費を減免する等、消費者の利益に配慮した措置を講ずるものとする。

第3条 甲は、甲の従業員等に対し、従業員等が第1条の意思表示を行わないように、また、それら定めが記載された契約書等を使用しないように、適切な研修、指導を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。

第4条 甲が前三条に違反したことが判明した場合は、甲及び乙は、次の措置を講ずるものとする。

1. 甲は、消費者に対して、第1条に沿って改定した「会員規約」、パンフレットを交付する。
2. 甲は、消費者に対して、精算などの対応が必要な場合においては、速やかに対処する。
3. 再発防止のため、甲は、違反した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
4. 乙は、甲の違背行為について、乙のホームページに掲載して公表する。
5. 甲及び乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、甲及び乙合意の上、新たな合意書を作成する場合がある。

第5条 乙が、本合意の履行内容を確認するために甲に対してその確認のための協力を求めたときは、甲は、改定した会員規約の提供その他必要な協力を行うものとする。

第6条 甲及び乙は、本合意書に定める外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲及び乙は、本合意書を二通作成し、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2014年 3月 3日

甲 東京都江東区有明3-7-18
有明セントラルタワー8F
スポーツクラブNAS株式会社
代表取締役社長 柴山 良成

乙 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階
適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本
理事長 芳賀 唯

【別表】

	乙の申入れ内容	甲の回答
申入れ事項①	<p>下記2つの条項は、当該事業者に過失がある場合であっても、損害賠償責任を免責する条項であるところ、消費者契約法第8条1項1号および同3号に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前の会員規約第25条1項 本クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について会社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>改定前の会員規約第27条 会員およびビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難については、会社は一切損害賠償の責を負いません。</p>	<p>下記の通り、改定します。</p> <p>改定後の会員規約第25条1項 本クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について、それが会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>改定後の会員規約第27条 会員及びビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難については、それが会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は一切損害賠償の責を負いません。</p>
申入れ事項②	<p>下記条項は、何らの周知期間等の条件もつけずに、一方的にクラブ会員会則の変更を認めるものであるところ、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に変更するものであるため、消費者契約法第10条に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前の会員規約第30条 会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。</p>	<p>下記の通り、改定します。</p> <p>改定後の会員規約第30条 会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。</p> <p>2. 前項の改定については、事前に施設内の所定の掲示場所に掲示することにより、会員に対し告知するものとします。</p> <p>3. 会費の改定、営業時間の変更等、重要な改定については、1ヶ月前までに、会員に対し、書面により告知するものとします。</p>
申入れ事項③	<p>下記条項は、当該事業者は全国各地にクラブを運営するにもかかわらず、当該事業者と会員との紛争につき、東京地方裁判所を専属的合意管轄とする点において、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に変更するものであるため、消費者契約法第10条に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前の会員規約第32条後段 会員と会社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意直轄裁判所とします。</p>	<p>左記の条項を削除します。</p>

問い合わせ事項	<p>会員規約第18条は、理由の有無等を問わず、会費等の支払い義務を規定しているところ、休業時(同23条)および閉鎖時(同24条)においても、その長短を問わず、会費支払い義務があると読むことができます。休業・閉鎖の長短を問わず、会費支払い義務はあるのでしょうか。</p> <p>改定前の第18条 2. 会費は、会社が別に定める金額の会費または受講料(休会・休室料を含む)を、会社所定の方法で支払うものとし、既納の会費または受講料は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。</p> <p>3. 利用の有無にかかわらず、退会月までは会費または授業料、年登録料、休会または休室料等の会費を支払わなければなりません。</p>	<p>下記の通り、改定します。</p> <p>改定後の会員規約第18条 左記各条項は変更せず、第5項に「休業(第23条)及び施設の閉鎖(第24条)が連続7日間(但し、休館日を除く)を超える場合には、当該期間に相当する会費を返還します。」との規定を設定します。</p>
---------	---	---